

告 示

埼玉県告示第五百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和七年七月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県公立高等学校 校入学者選抜に係 る埼玉県立学校入 学志願者選考手数 料	福井県福井市御幸二丁目十七番二 十五号 株式会社システム研究所 代表取締役 梅田 憲一	令和八年一月一日 から令和八年二月 二十八日まで

二 指定をした日

令和七年五月二十一日